

法人で戸籍・住民票等を郵便申請される方へ ※必ずお読みください

※この内容は今後の法改正や通達により変更となる場合がありますのでご了承下さい (R4.10.1 現在)

申請に必要なもの

①申請書 (別紙の郵便申請書をご利用下さい)

②権利の疎明資料 (第三者請求の場合)

※契約書の写しなど第三者の方が証明書を請求できる権限を確認できるもの。

③法人が存在する証明、及び送付先事務所所在地を確認できる書類

※法人の登記事項証明書など

④担当者の本人確認書類

※運転免許証、マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真付の本人確認書類など

⑤担当者の代理権限確認書類

※社名の記載のある社員証・名刺や、代表者が作成した委任状など

⑥手数料 (定額小為替) ※発行後6か月以内のもの

※定額小為替は郵便局でおつりのないよう購入してください。

※おつりが発生する際は切手でお返しさせて頂く事もありますのでご了承下さい。

※証明内容によって交付される証明書等が何通にもなる場合がありますので、手数料がいくらになるかわからない場合は事前にお電話でお問い合わせください。

「例：〇〇の出生から死亡までの連続した戸籍」など。

※購入した小為替には何も書かないで同封してください。

⑦返信用封筒 (③によって確認できる送付先住所及び社名を記入し、切手を貼ったもの)

※返信先は③によって確認できる法人の所在地のみとなります。

※返信を速達・書留等にする場合は、基本料金に加算した金額の切手を貼付いただき、その旨分かるよう明記してください。

場合によって必要なもの

★委任状 (請求権者から委任を受けている場合。別紙の代理人選任届をご利用ください)

※請求権のある申請人、手数料等は戸籍・住民票・印鑑登録証明手数料一覧のページをご確認ください。

★それまでに取得された証明書の写し

- ・上記の書類だけで請求権の内容と請求された証明書とのつながりが確認できない場合、それまでに取得された書類 (中津川市、他市等発行の戸籍や住民票) の写しなどで、必要な証明書につながる事を明確にして下さい。

<お問い合わせ・送付先>

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所 市民保険課 戸籍住民係

TEL 0573-66-1111 (内 109、102)